

令和5年度交通不便地域等における新たな交通システム導入準備に係る業務委託仕様書

1 総 則

本仕様書は、「令和5年度交通不便地域等における新たな交通システム導入準備に係る業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目 的

交通不便地域である二階堂・浄明寺地区を対象に、新たな交通システム導入に向け、令和4年度に実施した「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務」の成果を基に、ステークホルダーである住民、交通事業者、商店会及び市とのコーディネートを行うとともに、利用促進等の検討や本格運行に向けた実証実験の準備を行うことを目的としている。

3 履行場所

鎌倉市御成町18番10号 ほか

4 履行期間

契約を締結した日から令和6年(2024年)3月29日までとする。

5 業務内容

(1) ステークホルダーとのコーディネート

ステークホルダーの立場や要望を踏まえ、コーディネートのポイントを深掘りして有償での実証実験を具現化するためのコーディネートを行う。

(2) 利用促進等の検討

地域住民等が積極的に新たな交通システムを利用できるよう、促進に向けた効果的取組について検討を行うとともに、周知等を目的とした(仮称)新交通システムニュースの企画立案を行う。

(3) 実証実験に向けた準備

(仮称)鎌倉市地域公共交通会議の開催等に向けた資料の作成等準備を行う。

6 協議・打合せ等

協議・打合せは、業務着手時及びフェーズごとに行うことを基本とし、必要に応じて調整の上適宜行うものとする。また、受注者は、協議・打合せの際の記録を作成するものとする。

7 業務の進め方

(1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高知見等を発揮するように努めなければならない。

(2) 受注者は、本業務にかかわる資料・成果物等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取扱うこと。

(3) 本業務を実施するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者との協議の上、決定するものとする。

8 法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。

9 業務計画書

受注者は、契約締結後 15 日以内に作業内容、作業工程等を規定した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者と相談の上、速やかに訂正、補足その他の処理を行うこととする。

11 資料の貸与

既往調査の結果等、本業務に必要な資料は発注者より貸与する。貸与された資料は、業務完了後速やかに返却するものとする。ただし、本業務に必要な図書で市販されているものについては、受注者側の負担において備えること。

12 管理責任者

契約締結後、受注者は契約締結後 15 日以内に本業務の管理責任者を定め、発注者に対し通知しなければならない。

13 提出書類

受注者は業務着手時並びに成果物の納入時に、次の関係書類を契約締結後 15 日以内に発注者に提出すること。

(1) 業務着手時

- ア 委託業務着手届及び管理責任者選任届（経歴書を添付）
- イ 担当者名簿（経歴書を添付）
- ウ 業務計画書（作業内容、作業工程等を記載）

(2) 成果物の納入時

- ア 委託業務完了届

14 成果物

受注者は、本業務を完了したときは、次のとおり成果物を提出しなければならない。

なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書（A 4 サイズ） 5 部
- (2) その他、本業務に関連し作成した資料 一式

- (3) 電子データ（CD-R等の電子媒体に格納したもの） 一式
- (4) 打合せ記録等 1部
- (5) その他発注者が指定したもの

15 著作権の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

また、受注者は本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

16 成果物の納入期限

成果物の納入期限は、令和 6 年(2024 年)3 月 29 日とする。